平成２２年（フ）第８５号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田乙614番地６
債務者　神田　滋子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１８６３号
愛知県瀬戸市東拝戸町27番地の３
債務者　菊池　清治
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８６４号
愛知県瀬戸市東拝戸町27番地の３
債務者　菊池　　治
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９号
三重県松阪市駅部田町19番地１　エクセレンス101号室、住民票上の住所三重県松阪市大黒田町1014番地４
債務者　栗本　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１５２号
山口県山陽小野田市高千帆２丁目７番17号第一サンハウス１－Ａ－１
債務者　大石　啓二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１７９号
山口県宇部市大字中山282番地13
債務者　新井　明美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３５９号
香川県高松市三条町50番地11ニューエルディム小田202号室
債務者　中田　辰也（旧姓昇）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４３号
北海道岩見沢市幌向北２条２丁目595番地７
債務者　吉田　茂樹
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５１６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口411番地２ハピネスＡＵＮ２―206号
債務者　太田　裕介
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５６号
福島県喜多方市字小田付道上7034番地７、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字関都字関脇1182番地
債務者　五十嵐　靖
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７０６号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目２番４号　ラシャーレ桜台202号、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津756番地の３　中津ジュニア205
債務者　村田　耕一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７５号
愛知県江南市北野町天神70番地
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４１５号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地90棟206号
債務者　佐藤さやか
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４３０号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東109番地レオパレス木曽リバー106号
債務者　橋爪　文彦
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６５号
京都府京丹後市網野町島津560番地の２
債務者　石田　壽男
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第２９６号
香川県高松市多賀町２丁目３番３号　ドルフィン多賀204号室
債務者　納田亜弥子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２１号
香川県高松市屋島西町678番地70アルファシティ屋島四番館203号
債務者　安藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係